

## 島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会 第3回会議 議事録

- 1 日 時 令和7年8月12日（火） 午後1時26分～午後4時13分
- 2 場 所 島根労働局専用大会議室
- 3 出 席 者 公益代表委員 出席3名 定数3名  
労働者代表委員 出席3名 定数3名  
使用者代表委員 出席3名 定数3名
- 4 主要議題 ○ 金額審議

【部会長】 ただいまから島根地方最低賃金審議会島根県最低賃金専門部会第3回会議を開会します。

事務局から本日の配付資料の確認をしてください。

【係 長】 本日は、会議次第が1枚、以上です。

【部会長】 次に、事務局から「定足数」及び「会議の公開状況」を報告してください。

【係 長】 委員の出席状況を報告します。本日は、全員に出席をいただいております。  
最低賃金審議会令第5条第2項により、本日の会議は定足数を満たしており  
有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議及び議事録につきましては公開となっております。

本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページ  
ページに掲示した結果、3名の傍聴希望者があり、本日は2名の方が傍聴さ  
れていますので併せてご報告いたします。

【部会長】 本日の会議は公開しております。

ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは  
団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若

しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第5条第1項に基づき、以降の会議を非公開とする場合がありますことを、傍聴人の方々は予めご承知おき願います。

【部会長】 前回の第2回専門部会では、労使双方から金額の提示がありましたが、金額に開きがある等いくつか異なる議論を行う必要があることから、今回の専門部会に持ち越すことになっておりました。

まず、本日の審議に当たりまして、冒頭のところで全体に向かって何かご発言があればお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(なし)

ないようであれば休会といたします。委員の方々は各々別室にてお話し下さい。

傍聴人の皆様は、恐れ入りますがご退出願います。

(休会、傍聴人退室)

(再開、傍聴人入室)

【部会長】 それでは会議を再開します。

労使それぞれ具体的な金額を提示いただき、労働者側がプラス76円、使用者側はプラス63円の提示があり、現時点では、なお労使双方の主張に開きがあります。

さらに議論が必要と認められますので、引き続き第4回の専門部会において金額の審議を行いたいと思います。

【部会長】 会議次第の3番目の「その他」ですが、委員の皆様、何かありますか。

(「ありません。」)

【部会長】 事務局から何かありますか？

【室 長】 次回専門部会の日程の確定をお願いしたいと思います。前回、開催候補日として8月18日の月曜日を決めておりますがいかがでしょうか。

(「結構です。」)

【部会長】 それでは次回第4回専門部会は8月18日月曜日の午後3時00分から開催します。

次回専門部会は公開とし、議事録も公開とします。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、議事録も専門部会運営規程第6条第2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

それでは本日はこれで閉会します。ありがとうございました。